

# きよたくかいごさーびすりようけいやくしょ 居宅介護サービス利用契約書

\_\_\_\_\_ (以下「利用者」という。) と しゃかいふくしほうじんおおさかふしゃかい  
ふくしじぎょうだん みはらそうほうもんかいごじぎょうしょ (以下「事業者」という。) は、利用者  
が事業者から提供される居宅介護サービスを受け、それに対する利用  
料金を支払うことについて、次のとおり契約 (以下、「本契約」という。) を  
締結します。

## だいじょうもくてき 第1条 (目的)

ほんけいやく りようしゃ きよたく じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ  
本契約は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を  
営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者自立  
支援法に基づく居宅介護を適切に提供する事を定めます。

## だいじょうきかん 第2条 (期間)

ほんけいやく ゆうこうきかん けいやくていけつ ひ けいやくしゃ しきゅうけつていきかん  
本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の支給決定期間の  
満了日までとします。  
ただし、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約  
終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるも  
のとし、以後も同様とします。

## だいじょうきよたくかいごけいかくおよ けいやくしきゅうりょう 第3条 (居宅介護計画及び契約支給量)

- じぎょうしゃ りようしゃ じゅきゅうしゃしょう きさい きよたくかいご しきゅうりょう  
事業者は、利用者の受給者証に記載された居宅介護の支給量を  
踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者の居宅介護

けいかく さくせい けいかく じぎょうしゃ りようしゃ せつめい どうい え  
計画を作成します。この計画は、事業者が利用者に説明して同意を得た  
うえで さくせい うつ りようしゃ こうふ りようしゃ  
作成することとし、その写しを利用者に交付します。利用者はいつでも  
きょたくかいごけいかく せつめい もと いけん の へんこう もと  
居宅介護計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めるこ  
とができます。

- 2 じぎょうしゃ ぜんこう きょたくかいごけいかく もと けいやくしきゅうりょう さだ  
事業者は、前項の居宅介護計画に基づき契約支給量を定め、  
りようしゃ じゅきゅうしゃしょう きさい  
利用者の受給者証に記載します。
- 3 りようしゃ じゅきゅうしゃあかしきさいじこう へんこう ばあい すみ し  
利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事  
ぎょうしゃ へんこうないよう し じぎょうしゃ もと おう  
業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて  
じゅきゅうしゃしょう ないよう かくにん  
受給者証の内容を確認させるものとします。

#### だい じょう さーびすないよう 第4条 (サービス内容)

じぎょうしゃ しきめいれい きょたくかいごじゅうぎょうしゃ いか  
事業者は、その指揮命令のもとに、居宅介護従業者（以下、  
「ホームヘルパー」という。）をりようしゃ きょたくとう ほうもん にゅうよく はい およ  
利用者の居宅等に訪問させ、入浴、排せつ及  
びしょくじとう かいご ちょうり せんたくおよ そうじとう かじなら せいかつとう かん  
び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する  
そうだんおよ じょげん ぜんじょう さだ きょたくかいごけいかく  
相談及び助言などのうちから前条に定める居宅介護計画にもとづいて  
てきせつ さーびす ていきょう  
適切にサービスを提供します。

#### だい じょう りようしゃふたんがく じつひふたんがく 第5条 (利用者負担額及び実費負担額)

- 1 りようしゃ ぜんじょう さだ さーびす たい じゅうようじこうせつめいしょ さだ  
利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める  
しよてい りようしゃふたんがくおよ さーびすりょう じつひふたんがく じぎょうしゃ  
所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者  
しはら しょうがいしゃじりつしえんほう もと かいごきゅうふひ じぎょうしゃ  
支払います。障害者自立支援法に基づく介護給付費は、事業者が  
しちょうそん だいいり じゅりょう  
市町村から代理して受領します。
- 2 ぜんこう りようしゃふたんがくおよ じつひふたんがく かけつ けいさん りようしゃ  
前項の利用者負担額及び実費負担額は、1カ月ごとに計算し、利用者は  
これをよくつき にち しはら  
これを翌月22日までに支払います。

## 第6条（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は、利用期日前において、居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない事由がある場合は、取消料はいただきません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

## 第7条（事業者の基本的義務）

- 1 事業者は、利用者に対し、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行います。
- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

## 第8条（事業者の具体的義務）

- 1（安全配慮義務）事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2（説明義務）事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問

とう たい てきせつ せつめい  
等に対して適切に説明します。

- 3 (守秘義務) 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 4 (身体拘束の禁止) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 (記録保存整備義務) 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間(毎週月曜日～金曜日9時～17時45分)に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。

#### だい じゅう じこ そんがいばいしゅう 第9条 (事故と損害賠償)

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

#### だい じゅう けいやく しゅうりょうじゆう 第10条 (契約の終了事由)

ほんけいやく いか かくごう もと けいやく しゅうりょう しょう ばあい しゅうりょう  
本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由に

より事業所を閉鎖した場合

三 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

四 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合

五 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の  
手続きがとられた場合は除く）

第11条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。

この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者  
に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由があ  
る場合には即時に解約することができます。

第12条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為

を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める

居宅介護サービスを実施しない場合

二 事業者もしくはサービス従事者が第8条1項から4項に定める義務に

違反した場合

三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはそ

の家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、

本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

だい じょう じぎょうしゃ けいやくかいじょ  
第 1 3 条 (事業 者 からの 契 約 解 除)

じぎょうしゃ りようしゃ いか じこう がいとう ばあい ほんけいやく かいじょ  
事業 者 は、利用 者 が以下 の事項 に該 当 する場 合 には本 契 約 を解 除 するこ  
とがで きます。

- 一 りようしゃ しはらいのうりよく だい じょう さだ サービスりよう  
料 金 の支 払 いが3か 月 以上 遅 延 し、相 当 期 間 を 定 め た 催 告 にもかか  
わら ず故 意 に支 払 わない場 合
- 二 りようしゃ こいまた しげだい かしつ じぎょうしゃ サービスじゅうじしゃ  
せいめい しんたい さいぶつ しんよう きす ほんけいやく けいぞく  
生 命 ・身 体 ・財 物 ・信 用 を傷 つけるこ とな どのよ っ て、本 契 約 を継 続  
しがたい じゅだい じじょう しょう じょうきょう かいぜん みこめ ない場 合
- 三 りようしゃ サービスじっしちいきがい てんきょ ばあい  
利用 者 がサ ービ ス実 施 地 域 外 に転 居 した場 合

だい じょう くじょうかいけつ  
第 1 4 条 (苦 情 解 決)

- 1 りようしゃ ほんけいやく もと サービス かん じゅうようじこう  
利用 者 は、本 契 約 に基 づくサ ービ スに 関 して、いつ ても 重 要 事項  
せつめいしょ きさい くじょううけつけまどぐち くじょう もう た  
説 明 書 に記 載 され ている 苦 情 受 付 窓 口 に苦 情 を申 し立 てるこ とな  
がで きます。
- 2 りようしゃ ほんけいやく もと サービス かん じゅうようじこうせつめいしょ きさい  
利用 者 は、本 契 約 に基 づくサ ービ スに 関 して、重 要 事項 説 明 書 に記 載 さ  
れた だいさんしゃいいん くじょう もう た じゅうようじこう  
第 三 者 委 員 に苦 情 を申 し立 てるこ ともで きますし、重 要 事項  
せつめいしょ きさい とどうふけんしゃかいらくしきょうきかい せっち うんえい  
説 明 書 に記 載 され た都 道 府 県 社 会 福 祉 協 議 会 に設 置 され ている 運 営  
てきせいかいいんかい くじょう もう た  
適 正 化 委 員 会 に苦 情 を申 し立 てるこ ともで きます。

だい じょう きょうぎじこう  
第 1 5 条 (協 議 事項)

ほんけいやく さだ じこう もんだい しょう ばあい じ  
本 契 約 に 定 め られ てい ない 事項 に つい て 問 題 が 生 じ た 場 合 には、事  
ぎょうしゃ しょうがいものじりつしえんほう たしよほうれい さだ したが  
業 者 は 障 害 者 自 立 支 援 法 そ の 他 諸 法 令 の 定 め る と ころ に 従 い、  
りようしゃ せい い きょうぎ  
利 用 者 と 誠 意 を も っ て 協 議 す る も の と し ま す。

じょうき けいやく しよう ほんしよ つう さくせい りようしゃ じぎょうしゃ きめい  
上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名

なついでん のうえ、 かく つう ほゆう  
捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日

じぎょうしゃめい しゃかいふくしほうじん おおさかふくしゃかいふくしじぎょうだん  
事業者名 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団

しょざいち みのおしはくしまさんちやうめ ばん ごう  
所在地 箕面市白島三丁目5番50号

だいひようしゃしめい りぢちよう ゆき まつ ひで あき  
代表者氏名 理事長 行 松 英 明

とくへつようごろうじんほ こむみはらそう  
特別養護老人ホーム美原荘

そうちよう み たに しん じ ろう 印  
荘長 三谷 伸次郎

。 この けいやく さだ きょたくかいごさ こびす たんどう じぎょうしょ かん きさい  
この契約に定める居宅介護サービスを担当する事業所に関する記載

じぎょうしょめい みはらそうほうちんかいごじぎょうしょ  
事業所名 美原荘訪問介護事業所

じぎょうしょしょざいち おおさかふくさかいしみはらくひらお  
事業所所在地 大阪府堺市美原区平尾595-1

じぎょうしょせきにしや さーびす ていきようせきにしや しげた よしみち 印  
事業所責任者 サービス提供責任者 重田 善理

りようしゃ じゅうしょ  
利用者 住所

しめい 氏名 印

だいりにん じゅうしょ  
代理人 住所

しめい 氏名 印